

学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)交付願

令和 年 月 日

世田谷区立梅丘中学校長あて

保護者名

下記のとおり学校学生生徒旅客運賃割引証の交付をお願いいたします。

生徒氏名	年 組 番 (生徒手帳番号 (歳)
旅 行 先	
旅行目的	1 帰省 * 該当する番号を○で囲んでください。 2 正課の教育活動 (校外学習 等) (裏面の取扱要領もご確認ください) 3 正課外の教育活動 (部活動の遠征 等) ← 4 就職・進学のための受験 5 学校が修学上適当と認めた見学・行事 (オープンキャンパス 等) ← 6 傷病の治療 * 3・5の場合は、具体的な用件をご記入ください。 7 保護者の旅行への随行 ()
旅行期間	月 日から 月 日まで 日間
乗車区間	(区間1) 線 駅から 線 駅から 経由 (区間2) 線 駅から 線 駅から 経由
必要枚数	1枚 / ()枚 ※往復乗車券及び連続乗車券の販売終了(令和8年3月)に伴い、1枚の学割証で、片道の普通乗車券を2枚まで購入可能です。複数枚の学割証が必要な場合のみ、枚数をご記入ください。

- 余裕をもって早めに請求してください。(担任の確認が必要です)
- 片道が 101 km 以上の場合に、運賃が 2 割引になります。
- JR(鉄道、航路)、東海汽船、近鉄などが対象です。

[事務処理欄]

担 任	発行者	発行番号	発行年月日

※押印またはサイン

学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領

平成16年4月1日 制定

平成17年4月1日 一部改正

平成25年4月1日 一部改正

令和 3年4月1日 一部改正

学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）の取扱については、旅客鉄道株式会社各社（以下「JR各社」という。）が定める「旅客営業規則」及び「学校及び救護施設指定取扱規則」の規定によるほか、本取扱要領に定めるところにより行うこととする。

1 制度の趣旨

学割証の制度は、学生生徒の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としたものである。

2 学割証の配付

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、JR各社が定める学割証の様式を、大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）並びに各都道府県及び構造改革特別区域法第12条第1項における認定を受けた各地方公共団体（以下「都道府県等」という。）に配付する。

- ② 都道府県等は、機構から配付された学割証の様式を、「学校及び救護施設指定取扱規則」第2条第1項第1号及び第3号に規定された指定学校のうち所管する学校に配付する。

3 使用目的の範囲

機構又は都道府県等から学割証の様式の配付を受けた学校は、制度の趣旨に鑑み、原則として次の目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に限り、学生生徒に対して学割証を交付するものとする。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

4 学割証の配付枚数の算定

機構は、大学等又は都道府県等に配付する学割証様式の枚数を、大学等及び都道府県等における毎年5月1日から翌年4月30日までの学割証の使用見込枚数を基礎として算定するものとする。

5 学割証の使用に関する調書

大学等及び都道府県等は、4の学割証の配付枚数の算定に必要な資料とするため、学割証の使用状況及び使用見込みについて、学割証様式の新たな配付の必要の有無に係わらず、別に定める様式により、毎年10月31日までに機構担当課に報告しなければならない。

- ② 機構は、前項の報告をとりまとめのうえ、学割証様式の配付枚数をすみやかに文部科学省担当課に報告するものとする。

6 学割証の追加配付

大学等及び都道府県等は、機構から配付された学割証様式の数量に不足を生じた場合には、別に定める様式に所定の事項を記入して機構に提出することにより、追加配付を申請することができる。